一一　砂利等採取許可準則について

（昭和四十一年六月一日　建発河第八三号
各地方建設局長、北海道開発局長、各都道府県知事あて　建設事務次官通達）

最終改正　昭和四九年七月二二日建河治発第六一号

河川における砂利等の採取については、さきに「河川砂利基本対策要綱」によりこれに対する総合的対策の基本方針を示したところであるが、これに基づく具体的措置の一つとして、別紙のとおり砂利採取許可準則を定めたので、下記事項に御留意のうえ、河川における砂利等の採取に関する許可の適正な執行を図られたい。

記

1　許可の基本方針について

河川における砂利等の採取は、治水上又は利水上支障を生じない場合に限り許可できるものであるが、支障を生じないと認められる場合においても、砂利等の需給状況等を総合的に勘案して計画的な採取が行なわれるよう配慮して許可するものとすること。

2　土地の掘さく等の場所について

土地の掘さく等の場所については、砂利等採取許可準則（以下「準則」という。）第四に定める基準によるが、河川区域内の土地で当該土地の掘さく等により河川管理施設又は許可工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められるものについては、河川法第二七条第二項及び第三項の規定により土地の掘さく等を許可しない区域として定め、必ず公示しておくこと。

3　土地の掘さく等の方法等について

(1)　砂利等の選別は、原則として陸選方式によらせることとし河川の状況及び採取事業の規模等からやむをえないと認められるもので、かつ、河川管理上支障がない場合に限りこれによらないものを認めるものとすること。

(2)　現有の機械設備を利用することにより準則第五第一号から第三号までの規定に適合しないものについては、当該砂利等採取の実態、従来の経緯等を勘案して経過的に許可することはやむをえないが、できる限りすみやかに準則に適合させるよう措置すること。

4　土地の掘さく等の許可条件について

準則第六は、許可に際して付すべき条件として最小限度のものを示したものであり、河川の状況、採取の態様等の勘案して必要と認められる場合には、準則第六に掲げるもののほか、必要な条件をあわせて付することにより河川管理の万全を期すること。

（別紙）

砂利等採取許可準則

（目的）

第一　この準則は、河川における砂利等の採取が計画的に行なわれるとともにこれに伴う土地の掘さく等が河川の保全、利用その他の管理に支障を与えないように許可の基準を定め、もつて河川管理の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二　この準則において「砂利等」とは、土石又は砂をいう。

2　この準則において「土地の掘さく等」とは、河川法（昭和三九年法律第一六七号）第六条第一項に規定する河川区域又は同法第五四条に規定する河川保全区域内の土地において行なう土地の掘さく、切土その他の土地の形状を変更する行為で砂利等の採取に伴うものをいう。

3　この準則において「採取の許可」とは、砂利等の採取に係る河川法第二五条の許可をいう。

4　この準則において「掘さく等の許可」とは砂利の採取に係る河川法第二七条又は第五五条の許可をいう。

5　この準則において「特定採取」とは、河川砂利基本対策要綱（昭和四九年四月三〇日付け建設省河計発第四二号）一に定める特定採取制度に基づく砂利等の採取をいう。

6　この準則において「対策工事」とは、特定採取を可能とするため砂利採取業者が実施する河川管理上の支障を排除するための河川工事又は許可工作物の改築若しくは補強工事等をいう。

（許可の基本方針）

第三　掘さく等の許可は、当該土地の掘さく等により治水上又は利水上支障を生じない場合に限りすることができる。

2　採取の許可は、当該河川における砂利等の採取可能量及び地域における砂利等の需給の実態等を総合的に考慮して、計画的にしなければならない。

（掘さく等の許可をしてはならない場所）

第四　掘さく等の許可は、当該土地の掘さく等の場所が、次の各号の一に該当する場合にはしてはならない。

一　当該土地の掘さく等により河川管理施設又は許可工作物の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。

二　当該土地の掘さく等により河岸、流路、河床等の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。

三　前各号に掲げるもののほか、当該土地の掘さく等により河川管理上支障を与えるおそれのある区域内であること。

（土地の掘さく等の方法等）

第五　掘さく等の許可をする場合における当該土地の掘さく等の方法等は、原則として次の各号に適合するものでなければならない。

一　砂利等の採取量に比して不相応な能力を有する機械設備を使用しないものであること。

二　土地の掘さく等の深さが、掘さく等の許可をする際の河床から二メートル以内のものであること。

三　河川区域内の土地又は堤外の河川保全区域内の土地において砂利等の選別、破砕又は堆積（一時的なものを除く）を行なわないものであること。

四　前各号に掲げるもののほか、当該土地の掘さく等により河川管理上支障を生じないものであること。

（掘さく等の許可の条件）

第六　掘さく等の許可をする場合においては、少くとも次の各号に掲げる事項を内容とする条件を付して行なわなければならない。

一　土地の掘さく等の期間中、見やすい場所に河川管理者の定める標識を設置すること。

二　運搬路は、常に河川管理上支障のない状態に保つこと。

三　土地の掘さく等の跡地は、河川管理上支障のないように整地しておくこと。

四　土地の掘さく等に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずること。

五　土地の掘さく等の着手と完了の際には、河川管理者の指定する職員の立会検査を受けること。

（採取の許可の相手方等）

第七　採取の許可は、次の各号の一に該当する者にはしてはならない。

一　砂利等の採取に関する事業を施行するために必要な能力及び信用を有しないもの。

二　採取の許可の申請前二年以内に砂利等の採取に関し不正又は著しく不当な行為をした者。

2　採取の許可をする場合においては、砂利等の採取に関する事業を施行する者の健全な協同化が促進されるように配慮しなければならない。

（採取の許可の期間）

第八　採取の許可の期間は、一年以内において、当該河川の状況、採取量、採取方法等を考慮して適正なものとしなければならない。

（規制計画）

第九　砂利等の採取に関し河川管理上規制が必要と認められる河川の区間に係る採取の許可（これに伴う掘さく等の許可を含む）は、当該区間毎に河川管理者が定める砂利等の採取に関する規制計画（以下「規制計画」という）にもとずいてしなければならない。

2　規制計画は、当該河川の工事実施基本計画に沿うとともに、当該河川の河状、河川管理施設及び許可工作物の状況、河床変動の動向、用水状況等並びに地域における砂利等の需給の実態等を総合的に考慮して作成しなければならない。

3　規制計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　対象区間

二　規制の方針

三　掘削基準河床及び掘削基準断面

四　禁止区域等

五　掘削可能量及び採取可能量

六　年次別計画

七　その他必要な事項

（特定採取計画）

第十　特定採取の許可（これに伴う掘削等の許可を含む。）は、河川管理者が定める砂利等の特定採取に関する計画（以下「特定採取計画」という。）に基づいてしなければならない。

2　特定採取計画は、当該河川の工事実施基本計画に沿うとともに、現在の河状、河床変動の動向、河川管理施設及び許可工作物の状況、用水状況、今後の河川工事と対策工事との関連並びに地域における砂利等の需給の実態等を総合的に考慮して作成しなければならない。

3　特定採取計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　特定採取計画の策定の方針

二　特定採取計画区間

三　砂利採取業者

四　掘削基準河床及び掘削基準断面

五　対策工事

六　掘削可能量及び採取可能量

七　年次別計画

八　その他必要な事項